文教教第４６号

平成元年１月１３日

都道府県・指定都市教育委員会

都道府県知事

国公私立大学長

国公私立短期大学長　　　　　　殿

指定教員養成機関の長

国立特殊教育総合研究所長

文 部 事 務 次 官

阿 部　充 夫

教育職員免許法等の一部を改正する法律の公布について（通達）

　このたび、別添の通り、「教育職員免許法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、昭和６３年１２月２８日法律第１０６号をもって公布され、平成元年４月１日から施行されることとなりました。

　今回の改正の趣旨、要点、経過措置及び留意事項は、下記の通りですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないように願います。

　なお、各都道府県、指定都市教育委員会にあっては、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

記

１．改正の趣旨

　今回の改正の趣旨は、臨時教育審議会及び教育職員養成審議会の答申を受けて、教員養成課程における専門性の一層の向上を図り、また深い学識を備えた者が教職に就くことができるようにするため、普通免許状を専修免許状、一種免許状及び二種免許状の三種類に改め、大学において普通免許状の授与を受けるために修得することを要する単位数を引き上げるとともに、学校教育の多様化等に対応し、社会的経験を積んだ教員にふさわしい者を招致するため、特別免許状を設け、また各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てることができることとする等、教員の資質能力の向上を図ることとしたものであること。

２．改正の要点

（１）教科の領域の一部に係る事項及び教科に関する事項で文部省令で定めるものの教授又は実習について特に必要があると認めるときは、任命権者は、非常勤の講師に限り、免許状の授与権者の許可を受けて、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を充てることができることとすること。（改正法による改正後の教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号。以下「新法」という。）第３条第２項関係）

（２）普通免許状を専修免許状、一種免許状及び二種免許状の三種類に改めること。（新法第４条第２項関係）

①　小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭及び養護教諭の免許状として、大学院修士課程修了程度を基礎資格とする専修免許状を新たに設けるとともに、高等学校教諭の一級免許状を専修免許状に改めること。

②　小学校等の教諭の一級免許状及び高等学校教諭の二級免許状並びに養護教諭の一級免許状を、それぞれ一種免許状に改めること。

③　小学校等の教諭及び養護教諭の二級免許状を、二種免許状に改めること。

（３）教諭の免許状として、新たに特別免許状を設けること。（新法第４条第１項、第３項、第６項、第７項、第５条第２項から第４項、第９条第２項、第１７条の２関係）

①　特別免許状は、以下の教科等について授与すること。

ア．小学校教諭にあっては、音楽、図画工作、家庭及び体育

イ．中学校教諭にあっては、新法第４条第５項第１号に掲げる各教科及び新法第１６条の３第１項の文部省令で定める教科

ウ．高等学校教諭にあっては、新法第４条第５項第２号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で新法第１６条の４第１項の文部省令で定めるもの

（柔道、剣道、建築、インテリア、デザイン及び計算実務）並びに新法第１６条の３第１項の文部省令で定める教科

エ．盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭にあっては、新法第１７条第１項の規定により、免許状の種類をその別により定めることとされた文部省令で定める特殊の教科（聾学校及び養護学校にあっては養護訓練、盲学校高等部にあっては理療及び音楽、聾学校高等部にあっては理容及び特殊技芸）

②　特別免許状は、学士の称号を有する者（文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者を含む。）であって、相当する教科に関する専門的な知識又は技能を有し、社会的信望があり、教員の職務に必要な熱意と識見を持っている者について、任命権者が学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて、免許状の授与権者が行う教育職員検定に合格した者に授与すること。なお、授与権者は、教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聴かなければならないこと。

③　特別免許状は、授与したときから三年以上十年以内において都道府県教育委員会規則で定める期間、当該免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有すること。

（４）その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状が二種免許状である教員は、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならないこと。（新法第９条の２関係）

（５）中学校又は高等学校の教諭の普通免許状については、新法第４条第５項各号に規定する教科のほか、政令で定める審議会の意見を聴いて、文部省令で定める教科について授与することができることとすること。（新法第１６条の３関係）

（６）大学において教諭又は養護教諭の普通免許状の授与を受けるために修得することを必要とする専門教育科目の単位数を引き上げること。（新法第５条別表第１及び別表第２関係）

（７）大学において中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受けるために修得することを必要とする教科に関する専門教育科目の単位数、及び中学校又は高等学校の教科についての教諭の普通免許状を有する者が他の教科についての教諭の普通免許状の授与を受けるために修得することが必要とする教科に関する専門教育科目の単位数について、甲教科、乙教科の区分を廃止すること。（新法第５条別表第１及び第６条別表第４関係）

（８）教科に関する専門教育科目については、教職課程の認定を受けている大学が、教職課程の認定のない大学において修得した単位を教科に関する専門教育科目の単位として認定することができることとすること。（新法第５条別表第１備考関係）

（９）教職に関する専門教育科目又は特殊教育に関する専門教育科目の単位を修得させるために大学（短期大学を除く。）が設置する一年の課程において、それらの単位を修得し、当該者の基礎資格に応じて、専修免許状又は一種免許状を取得することができるものとすること。なお、当該課程については、文部大臣による教職課程の認定を受けることを要すること。（新法第５条別表第１備考関係）

（１０）改正法による改正前の教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号。以下「旧法」という。）第５条別表第２の養護教諭二級普通免許状の項ニに係る基礎資格を削除すること。（新法第５条別表第２関係）

（１１）教育職員検定により教諭の普通免許状の授与を受けるための要件を改めること。（新法第６条別表第３から別表第７関係）

①　教育職員検定により他の種類の免許状の授与を受ける場合において必要とする最低在職年数及び最低修得単位数を定め、最低在職年数を超える在職年数がある場合にはそれに応じて逓減する単位数を定めること。

　　例えば、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状の場合は、以下の通りとすること。（高等学校教諭に係る普通免許状にについては、ウ．の場合を除く。）

ア．一種免許状を有する教諭の専修免許状の取得にあっては、在職年数が三年を超える場合は十五単位の修得を必要とするが、三年を超える在職年数一年につき三単位ずつ逓減する。ただし、六年を超える在職者については、六単位の修得を要すること。

イ．二種免許状を有する教諭の一種免許状の取得にあっては、在職年数が五年を超える場合は四十五単位の修得を必要とするが、五年を超える在職年数一年につき五単位ずつ逓減する。ただし、十二年を超える在職者については、十単位の修得を要すること。

ウ．臨時免許状を有する助教諭の二種免許状の取得にあっては、在職年数が六年を超える場合は四十五単位の修得を必要とするが、六年を超える在職年数一年につき五単位ずつ逓減する。ただし、十三年を超える在職者については、十単位の修得を要すること。

②　その有する相当の免許状が二種免許状である教員が、任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過した場合（幼稚園教員及び養護教諭を除く。）について、以下の措置をとること。

ア．当該者の勤務する学校の所在する都道府県の授与権者は、当該十二年を経過した日（ウ．において「経過日」という。）から起算して三年の間において、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するために必要とする単位（最高で十単位）を修得することのできる認定講習等の指定を行うこと。

イ．当該者を任命し、又は雇用する者は、指定される認定講習等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるように努めなければならないこと。

ウ．認定講習等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、一種免許状の取得のための単位の軽減措置を講じないものとし、当該者の一種免許状の取得のためには四十五単位の修得を要するものとすること。

③　二級普通免許状を有する者が、十五年の在職年数により一級普通免許状を取得することができるとする措置（以下「１５年０単位」という。）を廃止すること。

（１２）普通免許状を専修免許状、一種免許状及び二種免許状の三種類に改めること等に伴い、教育職員免許法施行法（昭和２４年法律第１４８号）、教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和２９年法律第１５８号）、教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和３６年法律第１２２号）及び教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和３９年法律第１３７号）の関係規定について整備を図ること。

（１３）施行期日に関する事項

①　改正法は昭和６４年（平成元年）４月１日から施行すること。（改正法附則第１項関係）

②　新法に規定する、普通免許状の授与を受けるために大学において修得することを必要とする最低修得単位数については、昭和６５年度（平成２年度）に入学した者から適用すること。（改正法附則第４項関係）

３．経過措置（改正法附則第２項から第１３項関係）

　改正法の施行に関する経過措置は次表の通りとすること。（以下、改正法による改正前の教育職員免許法施行法（昭和２４年法律第１４８号）を「旧施行法」、改正法による改正前の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和２９年法律第１５８号）を「旧２９年改正法」、改正法による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和２９年法律第１５８号）を「新２９年改正法」、改正法による改正前の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和３６年法律第１２２号）を「旧３６年改正法」、改正法による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和３６年法律第１２２号）を「新３６年改正法」とし、また、旧法、旧施行法、旧２９年改正法、又は旧３６年改正法の規定により授与されている免許状を「旧免許状」、新法の規定による免許状を「新免許状」という。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附　則 | 経過措置対象者 | 経　過　措　置 |
| ２項 | 旧法、旧施行法、旧２９年改正法又は旧３６年改正法の規定による旧免許状の所有者 | 改正法施行の際現に授与されている旧免許状は、それに対応する新免許状とみなし、当該旧免許状を有する者は、新免許状の授与を受けたものとみなす。 |
| ３項 | 旧法第１６条の３第１項に定める免許状の所有者 | 当該旧免許状は、新法第１６条の４第１項の高等学校教諭の一種免許状とみなし、当該旧免許状を有する者は、一種免許状の授与を受けたものとみなす。 |
| ４項 | 昭和６５年（平成２年）４月１日前に大学等に在学する者 | 昭和６５年（平成２年）４月１日前に大学等に在学し、卒業するまでに旧法に規定する所要資格を得た者は、当該旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 |
| ５項 | 新施行法、新２９年改正法附則第１０項、改正法附則第２項又は改正法附則第４項の規定により一種免許状（高等学校教諭の一種免許状を除く。）の授与を受けたとみなされる者等 | 昭和６５年（平成２年）４月１日前に大学院等に在学し、昭和６８年（平成５年）３月３１日までに修士の学位を得た者等は、専修免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 |
| ６項 | 新施行法、新２９年改正法附則第１０項、改正法附則第２項又は改正法附則附則第４項の規定により一種免許状の授与を受けたとみなされる者等 | 当該者が新法別表第１又は別表第２により、専修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る免許基準のうち当該一種免許状に係る単位数は既に修得しているものとみなす。 |
| ７項 | 新施行法、新２９年改正法附則第１０項、新３６年改正法附則第６項、改正法附則第２項又は改正法附則第４項の規定により二種免許状の授与を受けたとみなされる者等 | 当該者が新法別表第１又は別表第２により、一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状に係る免許基準のうち当該二種免許状に係る単位数は既に修得しているものとみなす。 |
| 　８項 | 改正法施行の際現に教育職員である者 | 当該者は、新法別表第１の盲学校、聾学校及び養護学校の教諭の項中一種免許状に係る基礎資格について、学士の称号を有することを要しない。 |
| 　９項 | 改正法附則第２項の規定により新免許状の授与を受けたとみなされる者 | 当該者が新法別表第３、第５、第６又は第７により、それぞれ他の種類の免許状を受けようとするときの所定の在職年数及び単位数については、当該新免許状に対応する旧免許状の授与を受けた時に遡って、その時以後の在職年数を通算し、又は修得した単位数を合算することができる。 |
| １０項 | 改正法附則第２項の規定により教諭又は養護教諭の二種免許状（高等学校教諭については一種免許状）の授与を受けたとみなされる者 | 当該者のうち昭和５４年４月１日以前に採用され、又は雇用されたものは、１５年０単位により旧法の規定による一級普通免許状に対応する新免許状の授与を受けることができる。 |
| １１項 | 改正法施行の際現に教育職員である者 | 当該者については、二種免許状を有する教員で１２年を経過したものに係る措置（２．改正の要点（１１）②）を適用しない。 |
| １２項 | 改正法附則第２項の規定により中学校、高等学校の教諭の新免許状の授与を受けたとみなされる者又は改正法附則第３項の規定により高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたとみなされる者 | 当該者が、昭和６９年（平成６年）３月３１日までに、旧法別表第４に定める乙教科の基準を満たした場合には、当該旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 |
| １３項 | 改正法施行前に旧法の罰則の適用を受ける行為をした者 | 改正法施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |

４．留意事項（文部省令等で定める事項）

（１）各相当学校の教員の相当免許状を有しない非常勤講師が、教授又は実習を担当できる「教科に関する事項で文部省令で定めるもの」は、特別活動のうちのクラブ活動を定めることを予定していること。

（２）特別免許状については、次のとおりであること。

①　特別免許状の授与に係る推薦要件のうち、「文部大臣が学士の称号を有する者と同等以上の資格を有すると認めた者」は、学校教育法施行規則第７０条第１項に規定する大学の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とすることを予定していること。

1. 特別免許状の授与に係る教育職員検定において、あらかじめ、意見を聴かなければならない学校教育に関し学識経験を有する者「その他の文部省令で定める者」は、教員養成大学・学部の学長若しくは学部長、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長及びその他学校教育に関し学識経験を有する者を定めることを予定していること。

（３）その他文部省令等で定める事項については、文部省令等の制定後通知するものであること。

文教教第８０号

平成元年３月２２日

各都道府県・指定都市教育委員会

各都道府県知事

各国公私立大学長　　　　　　　　殿

各指定教員養成機関の長

国立特殊教育総合研究所長

文部省教育助成局長

倉　地　克　次

教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の

公布について（通達）

　このたび、別添のとおり、「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令」（以下「改正規則」という。）が、平成元年３月２２日文部省令第３号をもって公布され、平成元年４月１日から施行されることとなりました。

　今回の改正の趣旨、要点、経過措置及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないように願います。

　なお、各都道府県、指定都市教育委員会にあっては、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

記

Ⅰ　改正の趣旨

　今回の改正の趣旨は、教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和６３年法律第１０６号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、大学において普通免許状の授与を受けるための単位の修得方法及び特別免許状に係る規程等を整備するとともに、校長、教頭の資格等について定めるものであること。

Ⅱ　改正の要点

１．教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）の一部改正

（１）大学において普通免許状の授与を受けるために修得することを要する単位の修得方法を改めること。（改正規則による改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）第２条から第１８条まで関係）

①　改正法による改正後の教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号。以下「免許法」という。）第５条別表第１に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第２条）

②　免許法第５条別表第１に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第３条）

③　免許法第５条別表第１に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第４条）

④　免許法第５条別表第１に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第５条）

⑤　免許法第５条別表第１に規定する小学校、中学校、高等学校又は幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第６条）。

⑥　免許法第５条別表第１備考第６号に規定する教職に関する専門教育科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限１年とする課程（以下「教職特別課程」という。）における単位の修得方法を定めること。（新規則第６条）

⑦　免許法第５条別表第１に規定する小学校等の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する専門教育科目の単位の修得方法を定めること。（新規則第６条の２）

⑧　免許法第５条別表第１に規定する盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第７条）

⑨　免許法第５条別表第１備考第６号に規定する特殊教育に関する専門教育科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を１年とする課程（以下「特殊教育特別課程」という。）における単位の修得方法を定めること。（新規則第７条）

⑩　免許法第５条別表第２に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第９条）

⑪　免許法第５条別表第２に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目の単位の修得方法を改めること。（新規則第１０条）

⑫　免許法第５条別表第２に規定する養護教諭の専修免許状の授与を受ける場合の養護又は教職に関する専門教育科目の単位の修得方法を定めること。（新規則第１０条の２）

⑬　小学校、中学校、幼稚園、盲学校、聾学校若しくは養護学校の教諭の二種免許状又は養護教諭の二種免許状を有する者等が、免許法第５条別表第１又は別表第２の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、一種免許状にかかる専門教育科目の単位のうち当該二種免許状にかかる単位数は、すでに修得したものとみなすこと。（新規則第１０条の３）

⑭　免許法第６条別表第３に規定する小学校等の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法を改めること。（新規則第１１条）

⑮　免許法第６条別表第３の規定により小学校等の教諭の一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者が、同表備考第５号の規定により１０単位の修得をもって足りる場合における単位の修得方法を定めること。（新規則第１３条）

⑯　免許法第６条別表第３の規定により小学校等の教諭の専修免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第６号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法を定めること。（新規則第１４条の２）

⑰　免許法第６条別表第４に規定する中学校又は高等学校の教諭の専修免許状の授与を受ける場合の教科又は教職に関する専門教育科目の単位の修得方法を定めること。（新規則第１５条）

⑱　免許法第６条別表第５に規定する中学校において職業実習を担任する教諭又は高等学校において看護実習、家庭実習、農業実習、工業実習、商業実習若しくは商船実習を担任する教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法を改めること。（新規則第１６条）

1. 免許法第６条別表第６に規定する養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法を改めること。（新規則第１７条）

（２）文部大臣が免許状授与の所要資格を得させるための課程として適当と認める大学の課程（以下「課程認定」という。）として認定を受けようとする課程が、教職特別課程又は特殊教育特別課程である場合にあっては、当該課程において授与する免許状の種類に対応する認定課程を有する大学でなければならないものとするとともに、教職特別課程にあっては専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について、特殊教育特別課程にあっては一種免許状授与の所要資格を得させるための課程について認定するものであること。（新規則第２０条関係）

（３）免許法第６条別表第３備考第４号に規定する文部大臣の認定する校種を開設できる者に地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１９第１項の指定都市の教育委員会を加えること。（新規則第３６条第１項関係）

（４）免許法第６条別表第３備考第４号に規定する文部大臣の認定する大学の公開講座に関する規定を設けること。（新規則第４３条の２から４３条の６まで関係）

（５）免許法第１６条の４第１項に規定する教科の領域の一部に係る事項で文部省令で定めるものは、柔道、剣道、インテリア、デザイン及び計算実務とすること。（新規則第６１条の４関係）

（６）盲学校、聾学校及び養護学校において養護訓練を担任する教員の普通免許状を一種免許状とするとともに、盲学校において養護訓練を担任する教員の普通免許状として、視覚障害教育の分野の養護訓練に係る免許状を設けること。（新規則第６３条の２第３項関係）

（７）盲学校特殊教科教諭の普通免許状又は聾学校特殊教科教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教育職員検定のうち、学力の検定に係る単位の修得方法を改めること。（新規則第６４条第３項関係）

（８）特別免許状に関する規定を設けること。（新規則第６５条の３から第６５条の７まで関係）

①　免許法第５条第３項第１号に規定する学士の称号を有する者と同等以上の資格を有する者を、学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第７０条第１項の規定により大学の専攻科又は大学院の入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者とする。（新規則第６５条の４）

②　免許法第５条第４項に規定する学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部省令で定める者は、認定課程を有する大学の学長又は認定課程を有する学部の学部長、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長及び学校教育に関し学識経験を有する者とすること。（新規則第６５条の５）

③　免許法第４条第７項の規定による盲学校教諭、聾学校教諭及び養護学校教諭の特別免許状は、新規則第６３条第４項に掲げる各教科及び第６３条の２第３項に掲げる各養護訓練について授与すること。（新規則第６５条の６）

④　免許法第５条第３項に規定する教育職員検定の申請は、特別免許状の授与を受けようとする者が、当該者を教育職員に任命し、又は雇用しようとする者の推薦書を添えて行うこと。（新規則第６５条の７）

（９）各相当学校の教員の相当免許状を有しない非常勤講師に関する規定を設けること。（新規則第６５条の８から第６５条９まで関係）

①　免許法第３条第２項ただし書きに規定する教科に関する事項で文部省令で定めるものは、学校教育法施行規則第５４条の２に規定する中学校学習指導要領、同令第５７条の２に規定する高等学校学習指導要領並びに同令第７３条の１０に規定する盲学校学習指導要領、聾学校学習指導要領及び養護学校学習指導要領で定めるクラブ活動とすること。（新規則第６５条の８）

②　免許法第３条第２項ただし書きに規定する授与権者の許可は、各相当学校の教員の相当免許状を有しない者を非常勤講師に任命し、又は雇用しようとする者の申請により行うこととすること。（新規則第６５条の９）

（１０）免許法第５条別表第１備考第４号に規定する文部省令で定める一般教育科目の単位は、日本国憲法２単位とし、同号に規定する文部省令で定める保健体育科目の単位は、体育２単位とすること。（新規則第６６条の３関係）

（１１）免許法第６条別表第３備考第５号又は第６号に規定する教育の職は、同条別表第３又は第７の適用を受ける者にあっては、校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職とすること。（新規則第６８条関係）

（１２）免許法第６条別表第５備考第３号又は第４号に規定する文部省令で定める教育の職は、校長、教頭、教育長、指導主事又は社会教育主事の職とすること。（新規則第６９条関係）

（１３）免許法第６条別表第３備考第７号及び第９号に規定する期間には、心身の故障による休職、引き続き９０日以上の病気休暇（９０日未満の病気休暇で授与権者がやむを得ないものと認めるものを含む。）、産前及び産後の休業並びに育児休業の期間、指導主事及び社会教育主事の職に従事した期間並びに海外に在留する邦人のための在外教育施設において教育に従事した期間は通算しないとすること。

　なお、この期間の算定に当たっては、当該期間に１年未満の日数があるときは、当該日数を１年に切り上げること。（新規則第７０条の２）

（１４）普通免許状の様式について表面及び裏面の区別を廃止し、その他所要の整備を行うこと。（別記様式（第７２条関係）関係）

（１５）普通免許状を専修免許状、一種免許状及び二種免許状の三種類に改めること等に伴い教育職員免許法施行法施行規則（昭和２９年文部省令第２７号）の関係規定について整備を図ること。

２．教員資格認定試験規程（昭和４８年文部省令第１７号）の一部改正

教員資格認定試験規程第２条の表に養護訓練（視覚障害教育）の項を加えること。（改正後の教員資格認定試験規程第２条関係）

３．学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）の一部改正

　学校教育法施行規則第８条に規定する校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格及び同令第１０条に規定する教頭の資格について、規定の整備を図ること。（改正後の学校教育法施行規則（以下「新学校教育法規則」という。）第８条及び第１０条関係）

（１）校長の資格については、専修免許状、一種免許状（高等学校の校長にあっては、高等学校教諭の専修免許状）とすること。（新学校教育法規則第８条）

（２）教頭の資格については、各相当学校の教諭の専修免許状、一種免許状（高等学校の教頭にあっては、高等学校教諭の専修免許状）とすること。（新学校教育法規則第１０条）

４．附則に関する事項（附則第１項から第７項関係）

（１）改正規則は平成元年４月１日から施行すること。（附則第１項）

（２）新規則第２１条の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、当該認定を受けようとする課程の免許状の種類（中学校及び高等学校の教員の免許状にあっては、免許教科の種類を含む。以下同じ。）がこの省令施行の際現に改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第２０条の規定により文部大臣の認定を受けている課程の免許状の種類に対応する場合には、平成２年３月３１日までは、新規則第２１条の申請書に同条第７号の事項を記載することを要しないこと。（附則第２項）

（３）国立及び公立の高等学校の校長の資格については、当分の間、新学校教育法規則第８条中「専修免許状又は一種免許状（高等学校の校長にあっては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状（高等学校の校長にあっては、専修免許状又は一種免許状）」とすること。（附則第４項）

（４）この省令の際現に校長又は教員である者については、当分の間、小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の校長の資格について新学校教育法規則第８条中「専修免許状又は一種免許状（高等学校の校長にあっては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とすること。（附則第５項）

（５）高等学校及び幼稚園の教頭の資格については、当分の間、新学校教育法規則第１０条中「専修免許状又は一種免許状（高等学校の教頭にあっては、専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状（高等学校の教頭にあっては、専修免許状又は一種免許状）」とすること。（附則第６項）

（６）この省令の施行の際現に校長又は教員である者については、当分の間、小学校又は中学校の教頭の資格について新学校教育法規則第１０条中「専修免許状又は一種免許状（高等学校の教頭にあっては、高等学校の専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とし、盲学校、聾学校又は養護学校の教頭の資格について同条中「各相当学校の教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校の教頭にあっては、高等学校教諭の専修免許状）」とあるのは、「専修免許状、一種免許状又は二種免許状」とすること。（附則第７項）

Ⅲ．留意事項

１．免許法第５条別表第１に規定する小学校等の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目の単位の修得方法について

（１）新規則第６条第１項の表第２欄に掲げる教職に関する専門教育科目については、一部の科目に偏ることなく、できる限り均等に授業科目を設定し修得できるように配慮すること。なお、２以上の教職に関する専門教育科目の内容を包括する授業科目を設定し修得させることも可能であること。

（２）新規則第６条第１項の表第２欄に掲げる教職に関する専門教育科目に係る授業科目の名称については、その目標及び内容を明らかにするように配慮するとともに、大学は、当該大学における授業科目と同表第２欄に掲げる教職に関する専門教育科目との対応について、免許状の授与の申請がなされる際に、授与権者に対して文書で示すこと。

（３）新規則第６条第１項の表第２欄に掲げる教職に関する専門教育科目として、特殊教育に関する専門教育科目を修得することが望ましいこと。

（４）新規則第６条第１項に表備考第７号に規定する小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の教育実習には、盲学校、聾学校及び養護学校のそれぞれに対応する部の教育を中心とする教育実習を含むことができること。

２．新規則第６８条、第６９条及び第７０条の２に規定する社会教育主事には、青年の家、少年自然の家その他の社会教育施設において社会教育主事の職務に準ずる職務を行う者を含むこと。

元教教第１４号

平成元年５月２２日

各国公私立大学長

殿

各指定教員養成機関の長

文部省教育助成局教職員課長

遠　藤　昭　雄

平成元年度以降における免許状授与の所要資格を得させる

ための課程の認定について（通知）

　教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和６３年法律第１０６号。以下「改正法」という。）及び教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（平成元年文部省令第３号。以下「改正規則」という。）の施行に伴い、平成元年４月１日において既に免許状授与の所要資格を得させるための課程として文部大臣の認定を受けている課程については、改めて平成元年度中に当該課程の認定（以下「再課程認定」という。）を受けなければならないこととなっています。（なお、改正法及び改正規則の趣旨、要点等については、「教育職員免許法等の一部を改正する法律の公布について（文教教第４６号平成元年１月１３日付文部事務次官通達）」及び「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（文教教第８０号平成元年３月２２日付教育助成局長通達。以下「局長通達」という。）」によりお知らせしたところです。）

　平成元年度以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定に係る審査の基準については、本年３月に「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準（教育職員養成審議会決定）（以下「審査基準」という。）」、「大学において教員養成の課程を置く場合の審査内規（教育職員養成審議会決定）（以下「審査内規」という。）」及び「課程認定審査の確認事項（課程認定特別委員会）（以下「確認事項」という。）」が別紙のように一部改正され、平成元年度の申請大学からこれによることとなっています。

　また、課程認定の申請についても、「教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定申請要領」（以下「申請要領」という。）が別紙のように一部改正され、平成元年度の申請大学からこれによることとなっています。

　つきましては、平成元年度以降の課程認定の申請にあたっては、以上のほか、下記の点について留意するようにお願いします。

記

１．再課程認定について

（１）現在既に課程認定を受けている学科等については、本年９月３０日までに再課程認定の申請を行い、改めて認定を受け直す必要があること。当該学科等が再課程認定を受けない場合には、新免許基準での教員養成が行えなくなること。

なお、現在既に文部大臣の指定を受けている教員養成機関についても同様であること。

（２）審査基準、審査内規及び確認事項については、昭和５３年に定められ、昭和５３年度の課程認定の申請大学から適用されているが、これらの規定は昭和５３年度前に課程認定を受けた大学が再課程認定を受ける場合にも適用されるものであること。

（３）再課程認定については、改正規則附則第２項及び確認事項の４に基づく特例措置によることとなっていること。

（４）再課程認定の申請に当たっては、審査内規の３により教員組織についてあらかじめ精査を行い、遺漏のないようにすること。

　特に、課程認定を受けた後において、必要専任教員等の補充をしていない場合、又は入学定員の増（臨時定員の増を除く。）に伴う必要専任教員の増員を行っていない場合には、所要の必要専任教員等を確保すること。

２．教育課程について

（１）専門教育科目の教育課程については、改正法による改正後の教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号。以下「新法」という。）別表第一又は別表第二により最低修得単位数の引き上げが行われ、また改正規則による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号。以下「新規則」という。）第１章により専門教育科目の単位の修得方法の改正が行われていること。

（２）新規則第６条第１項の表に掲げる小学校、中学校、高等学校又は幼稚園（以下「小学校等」という。）の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目のうち「教育の本質及び目標に関する科目」、「幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目」及び「教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目」は、改正規則による改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）第６条第１項の表に掲げる「教育原理」及び「教育心理学、児童心理学（又は教育心理学、青年心理学）」が改められたものであること。なお、局長通達のⅢ留意事項の１を参照のこと。

（３）新規則第６条第１項の表に掲げる小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目については、新たに「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）に関する科目」及び「特別活動に関する科目」が設けられ、また、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合については「生徒指導及び教育相談に関する科目」、中学校及び高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合については「生徒指導、教育相談及び進路指導に関する科目」、幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合については「教育課程一般に関する科目」及び「指導法に関する科目」が設けられたこと。

（４）新規則第６条第１項の表第二欄に掲げる教職に関する専門教育科目については、２以上の教職に関する専門教育科目の内容を包括する授業科目を設定し修得させることも可能であるが、第二欄以外の各欄に掲げる教職に関する専門教育科目については、２以上の教職に関する専門教育科目の内容を包括する授業科目を設定し修得させることはできないこと。

（５）新規則第７条第１項の表に掲げる盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特殊教育に関する専門教育科目及び新規則第１０条の表に掲げる養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目についても、小学校等の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教職に関する専門教育科目と同様、所要の改正が行われていること。

（６）新規則第７条第１項の表第一欄に掲げる特殊教育に関する専門教育科目については、２の特殊教育に関する専門教育科目の内容を包括する授業科目を設定し修得させることが可能であること。

（７）新規則第１０条の表第一欄及び第二欄に掲げる教職に関する専門教育科目については、それぞれ２以上の教職に関する専門教育科目の内容を包括する授業科目を設定し修得させることが可能であること。

３．平成２年４月１日前に大学等に在学した者に係る教育課程等について

（１）新免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目の教育課程（以下「新課程」という。）は、平成２年４月１日以後に大学等に入学した者から順次学年進行で適用されることとなり、一方、旧免許状授与の所要資格を得させるための専門科目の教育課程（以下「旧課程」という。）は平成２年３月３１日に当該旧課程が適用される学科等に在学していた者が当該学科等に在学しなくなるまでの間は存続すること。

（２）平成２年４月１日前に大学等に在学した者が平成２年４月１日以後に当該大学等を卒業する場合、これらの者に対しては旧課程のみが適用され新課程は適用されないことから、改正法附則第４項の規定により、旧免許状授与の所要資格（以下「旧所要資格」という。）を得た者は新免許状授与の所要資格（以下「新所要資格」という。）を得たものとみなされていること。

また、平成２年４月１日前に大学等に在学した者が同日前に当該大学等を卒業して、旧所要資格を得ている場合についても、改正法附則第４項の規定により、当該者は新所要資格を得たものとみなされていること。

（３）平成２年４月１日前に大学等に在学した者が同日前に当該大学等を卒業して、旧所要資格を得ていない場合、当該者が平成２年４月１日以後に旧課程が適用される学年（平成２年４月１日前の入学者に係る学年）に編入学等し旧課程が適用されることとなるときに限り、改正法附則第４項の規定は適用されることとなること。

（４）平成２年４月１日前に大学等に在学した者で改正法附則第４項の規定が適用されない者（(2)及び(3)に該当しない者）が、新法別表第一又は別表第二の規定により普通免許状の授与を受けようとする場合については、新法別表第一第三欄又は別表第二第三欄に定める大学において修得することを必要とする専門教育科目の最低単位数を修得することが必要となること。

（５）(4)の場合、当該者が旧課程において修得した専門科目の単位数については、次のように新課程において修得した専門教育科目の単位数とみなすこととすること。

①　既に修得した教科に関する専門科目の単位のうち、新法別表第一備考第五号の規定に準じて認定課程を有する大学が適当と認めたものに限り、教科に関する専門教育科目の単位とみなすこと。

②　既に修得している次の各表の右欄に掲げる教職に関する専門科目、特殊教育に関する専門科目又は養護に関する専門科目の単位に限り、同表の左欄の教職に関する専門教育科目、特殊教育に関する専門教育科目又は養護に関する専門教育科目の単位とみなすこと。

（ア）小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則第６条に規定する科目 | 旧規則第６条に規定する科目 |
| 教育の本質及び目標に関する科目 | 教育原理 |
| 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 | 教育心理学、児童心理学 |
| 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 | 教育原理、教育心理学、児童心理学（教育の本質及び目標に関する科目又は、幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目の単位としてみなされる科目を除く。） |
| 教科教育法に関する科目 | 教材研究 |
| 道徳教育に関する科目 | 道徳教育の研究 |
| 教育実習 | 教育実習 |

（注）教育実習の単位のうち、教育実習に係る事前及び事後の指導１単位については、既に修得している教職に関する専門科目の単位をもってあてることができる。ただし、上表左欄の教職に関する専門教育科目の単位としてみなされた科目の単位を除くこととする。（(イ)から(オ)の場合においても同様とする。）

（イ）中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則第６条に規定する科目 | 旧規則第６条に規定する科目 |
| 教育の本質及び目標に関する科目 | 教育原理 |
| 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 | 教育心理学、青年心理学 |
| 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 | 教育原理、教育心理学、青年心理学（教育の本質及び目標に関する科目又は幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目の単位としてみなされる科目を除く。） |
| 教科教育法に関する科目 | 教科教育法 |
| 道徳教育に関する科目（中学校教諭のみ） | 道徳教育の研究 |
| 教育実習 | 教育実習 |

（ウ）幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則第６条に規定する科目 | 旧規則第６条に規定する科目 |
| 教育の本質及び目標に関する科目 | 教育原理 |
| 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 | 教育心理学、青年心理学 |
| 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 | 教育原理、教育心理学、児童心理学（教育の本質及び目標に関する科目又は、幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目の単位としてみなされる科目を除く。） |
| 保育内容に関する科目 | 保育内容の研究 |
| 教育実習 | 教育実習 |

（エ）盲学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合（聾学校及び養護学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合も同様とする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則第７条に規定する科目 | 旧規則第７条に規定する科目 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の本質及び目標に関する科目 | 盲教育 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 | 点字の理論及び実際 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 | 盲心理、視覚生理及び病理 |
| 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 | 盲教育実習 |

（オ）養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合

養護に関する専門教育科目

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則第９条に規定する科目 | 旧規則第９条に規定する科目 |
| 衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。） | 衛生学（公衆衛生学、救急処置及び看護法を含む。） |
| 学校保健（養護教諭の職務を含む。） | 学校保健、養護教諭の職務 |
| 栄養学（食品学を含む。） | 食品学、栄養学、予防医学 |
| 解剖学及び生理学 | 解剖生理 |
| 「微生物学、免疫学、薬理概論」 | 細菌学、免疫学、薬理理論 |
| 精神衛生 | 精神衛生、個人衛生 |
| 看護学（臨床実習及び救急処置を含む。） | 看護学（臨床実習を含む。） |

教職に関する専門教育科目

|  |  |
| --- | --- |
| 新規則第１０条に規定する科目 | 旧規則第１０条に規定する科目 |
| 教育の本質及び目標に関する科目 | 教育原理 |
| 幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目 | 教育心理学 |
| 教育に係る社会的、制度的又は経営的な事項に関する科目 | 教育原理、教育心理学（教育の本質及び目標に関する科目又は、幼児、児童又は生徒の心身の発達及び学習の過程に関する科目の単位としてみなされる科目を除く。） |
| 養護実習 | 養護実習 |

４．平成元年度における課程認定の申請期日について

申請要領により、次の通りであること。

|  |  |
| --- | --- |
| １．再課程認定（大学・短期大学の正規の課程、大学院の課程大学の専攻科の課程及び聴講生の課程） | ９月３０日 |
| ２．再課程認定以外の課程認定 |  |
| （１）公立・私立の大学・短期大学の課程（一種、二種免許状）①　認定を受けようとする年度から開設予定の大学（大学の学部又は短期大学の学科を含む。）に係る課程②　その他の課程（設置認可申請に係らないもの） | １０月３１日１０月３１日 |
| （２）国立の大学・短期大学の正規の課程（一種、二種免許状） | １０月３１日 |
| （３）大学院の課程及び専攻科の課程（専修免許状） | １１月３０日 |
| （４）聴講生の課程（専修、一種、二種免許状） | １１月３０日 |
| （５）教職特別課程及び特殊教育特別課程 | １１月３０日 |

５．指定教員養成機関の指定の申請期日について

　平成元年度における再指定の申請期日については、平成２年１月３０日とすること。なお、平成２年度以降については、従来どおり１１月３０日であること。

文教教第１５９号

平成元年１２月２２日

各都道府県・指定都市教育委員会

各都道府県知事　　　　　　　　　殿

各国公私立大学長

文部事務次官

阿　部　充　夫

教育職員免許法の一部を改正する法律の公布について（通達）

　このたび、別添のとおり、「教育職員免許法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が、平成元年１２月２２日法律第８９号をもって公布され、平成２年４月１日から施行されることとなりました。

　今回の改正の趣旨、改正の要点、経過措置及び留意事項は、下記のとおりですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないように願います。

　なお、各都道府県・指定都市教育委員会にあっては、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

記

１　改正の趣旨

　今回の改正の趣旨は、高等学校の教育課程の基準の改善により、平成６年度から、社会科が地理歴史科及び公民科に再編成され、高等学校生徒の発達段階に応じた専門性・系統性のある教育が実施されることを受けて、地理歴史科及び公民科担当教員の専門性を高めるために、高等学校の免許教科「社会」を「地理歴史」及び「公民」に改めることとするとともに、免許状の授与、教育職員検定等に係る手数料について、適切な費用負担を図るために実費を勘案してその金額を定めるとする趣旨を明確にしたものであること。

２　改正の要点

（１）高等学校の教員の免許状に係る教科について「社会」を「地理歴史」及び「公民」に改めること。（改正法による改正後の教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号。以下「新法」という。）第４条第５項第２号関係）

（２）免許状の授与、書換、再交付又は教育職員検定に係る手数料の金額について、「政令で定める金額」を「実費を勘案して政令で定める金額」に改めること。（新法第１６条関係）

（３）施行期日に関する事項

ア　改正法は平成２年４月１日から施行すること。（改正法附則第１項関係）

イ　平成２年４月１日以後に大学に入学する者以外の者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格並びに免許状の授与及び交付については、この法律の施行後においても平成６年３月３１日までは、なお従前の例によること。（改正法附則第２項関係）

３　経過措置（改正法附則第２項から第１０項関係）

改正法の施行に関する経過措置は次表のとおりとすること。（以下、改正法による改正前の教育職員免許法（昭和２４年法律第１４７号）を「旧法」、教育職員免許法施行法（昭和２４年法律第１４８号）を「施行法」とし、また、旧法、施行法若しくは改正法附則第２項の規定により授与され、又は施行法若しくは改正法附則第２項の規定により交付を受けている「社会」の教科についての高等学校の教員の免許状を「旧免許状」、新法に規定する「地理歴史」及び「公民」の各教科についての高等学校の教員の免許状を「新免許状」という。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 附　則 | 経過措置対象者 | 経　過　措　置 |
| ２項 | 平成２年４月１日以後に大学に入学する者以外の者 | 当該者についての高等学校の教員の免許状授与の所要資格の取扱い並びに免許状の授与及び交付については、平成６年３月３１日までは、なお従前の例によることとして、旧法に規定する免許教科「社会」について行う。 |
| 　３項 | 旧法、施行法又は改正法附則第２項の規定による旧免許状を有する者 | 改正法附則第３項施行（平成６年４月１日）の際現に授与されている旧免許状は新免許状とみなし、当該旧免許状を有する者は、新免許状の授与を受けたものとみなす。 |
| 　４項 | 平成６年３月３１日に改正法附則第２項の規定により旧免許状に係る所要資格は得ているが、旧免許状の授与は受けていない者 | 平成６年４月１日において、当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 |
| 　５項 | 平成２年４月１日前に大学に在学した者で、平成６年４月１日以後の日にこれを卒業するまでに旧免許状に係る所要資格を得たもの | 当該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状に係る所要資格を得たものとみなす。 |
| 　６項 | 新法若しくは施行法の規定による「地理歴史」若しくは「公民」の免許状を有する者又は改正法附則第３項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者 | 平成６年４月１日から平成１２年３月３１日までは、旧法に規定する「社会」の教科の教授を担任できる。 |
| 　７項 | 改正法附則第３項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者 | 平成６年４月１日以後に、当該者が教育職員免許法別表第３の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときの所定の在職年数及び単位数については、当該新免許状に対応する旧免許状の授与を受けた時以後の社会の教科の教授を担任する教員としての在職年数を通算し、又は平成６年４月１日前に修得した「社会」の教科に係る単位数を合算することができる。 |
| 　８項 | 新法又は施行法の規定による「地理歴史」又は「公民」の免許状を有する者 | 当該者が教育職員免許法別表第３の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときの所定の在職年数については、新免許状の授与を受けた後、社会の教科の教授を担任する教員として在職した年数を通産することができる。 |
| 　９項 | 改正法施行（平成２年４月１日）の際現に旧法又は施行法の規定による高等学校教諭の普通免許状を有する者 | 平成６年４月１日以後に、当該者が教育職員免許法別表第４の規定により、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受けようとするときの所定の単位数については、平成６年４月１日前に修得した「社会」の教科に係る単位数を合算することができる。 |
| １０項 | 改正法附則第２項の規定により従前の例によることとされる事項について罰則の適用を受ける者 | 改正法附則第２項の規定により従前の例によることとされる事項に係る改正法施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 |

４　留意事項

（１）高等学校の地理歴史科及び公民科担当教員の養成は平成２年度大学入学者から実施される。すなわち、教育職員免許法別表第１の規定による「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状授与の所要資格を得させるための専門教育科目の教育課程は、平成２年度大学入学者から順次学年進行で適用される。

（２）平成２年度大学入学者以外の者については、平成６年３月３１日までは、普通免許状、特別免許状及び臨時免許状の授与は、高等学校の免許教科「社会」について行われる。

（３）「地理歴史」又は「公民」の教科に関する専門教育科目及び教職に関する専門教育科目の内容については、平成元年度中に教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）を改正した後、各大学に通知する予定である。

（４）「地理歴史」又は「公民」に係る課程認定の際の教育職員養成審議会の諸基準（「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準」、「大学において教員養成の課程を置く場合の審査内規」及び「課程認定審査の確認事項」）については、平成元年度中に所要の改正を行った後、各大学に通知する予定である。

（５）平成２年４月１日からの新法の施行に伴い、現在「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の再課程認定又は新規課程認定の申請を行っている大学については、新たに「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定の申請を行う必要がある。

（６）この場合の手続きについては、再課程認定の申請に係る手続きに準じた措置を講ずる予定である。その申請期日は、平成２年９月３０日とする。

（７）大学院又は大学の専攻科（以下「大学院」という。）における、高等学校の地理歴史科及び公民科担当教員の養成は平成６年度大学院入学者から実施される。したがって、現在「社会」の教科についての高等学校教諭の専修免許状の再課程認定又は新規課程認定の申請を行っている大学院については、平成５年度中に新たに「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の専修免許状の課程認定の申請を行う必要がある。この場合の手続きは別途各大学に通知する予定である。

２教教第９号

平成２年３月２２日

各国公私立大学(短期大学を除く)長　殿

文部省教育助成局教職員課長

遠　藤　昭　雄

「地理歴史」又は「公民」の高等学校教諭の一種免許状授与の所要資格を

得させるための課程の認定について（通知）

教育職員免許法の一部を改正する法律(平成元年法律第８９号)及び教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令(平成２年文部省令第２号)の施行については、「教育職員免許法の一部を改正する法律の公布について(文教教第１５９号平成元年１２月２２日付文部事務次官通達)」及び「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について(文教教第６４号平成２年３月２２日付教育助成局長通達)」によりお知らせしたところです。

これとともに、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状の課程認定に係る審査の基準及び課程認定の申請についても、「大学において教員養成の課程を置く場合の審査基準(教育職員養成審議会決定)」等が別紙のように一部改正され、平成２年度の申請大学からこれらによることとなっています。

つきましては、平成２年度における「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定申請にあたっては、下記の点について留意するようにお願いします。

記

１　平成元年度に「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の再課程認定申請又は新規課程認定申請を行った大学の場合の留意事項

(１)　教育課程、教員組織等が充実している場合、いわゆる１学科１免許の原則にかかわらず、「社会」の教科についての中学校教諭一種免許状、「地理歴史」の教科についての高等学校教諭一種免許状及び「公民」の教科についての高等学校教諭一種免許状の３種類の免許状の認定を受けることが可能である。(「課程認定審査の確認事項(課程認定特別委員会)」(以下「確認事項」という。)３(３)④)

(２)　「大学において教員養成の課程を置く場合の審査内規(教育職員養成審議会決定)」(以下「審査内規」という。)別表の適用については、「地理歴史」の専任教員が「３分野以上３人以上」とあるのは「２分野以上３人以上」と読み替えるものとする。なお、「公民」の専任教員は別表どおり、「２分野以上３人以上」とする。(確認事項５)

(３)　「社会」の教科についての中学校教諭の一種免許状に係る専任教員を「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る専任教員として計算することが可能である。(確認事項１(６))

(４)　「地理歴史」又は「公民」の教科についての専門教育科目の一部(「地理歴史」の場合は４分野のうちの２分野、「公民」の場合は３分野のうちの１分野)について自学科で開設せず、自学部の他学科又は他学部の学科で開設する科目を学生に履修させることが可能である。(審査内規A３(２)①アc)

この場合、専任教員の計算にあたっては、専任教員の一部(「地理歴史」及び「公民」ともそれぞれ１人)について当該他学科の専任教員を自学科の専任教員として計算することが可能である。(審査内規A３(２)①アc)

(５)　教員組織の審査に当たっては、平成２年４月１日に７０歳以上の者についても専任教員として取り扱う。(確認事項５)

(６)　「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定の申請期日は平成２年９月３０日である。

(７)　提出すべき書類は、「教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定申請要領」(以下「申請要領」という。)の二(１)の①課程認定の申請書(様式第１号)、②課程認定申請要項(様式第２号のア)、⑤学部・学科等別教員組織表(様式第５号)及び⑨学則の改正案全文及び改正部分の新旧対照表である。

(８)　②課程認定申請要項(様式第２号)については、「地理歴史」又は「公民」の教科に関する専門教育科目について記載する。また、教職に関する専門教育科目については、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けるために修得することを要する教職に関する専門教育科目すべてについて記載する。ただし、申請書提出の時点で「地理歴史」又は「公民」の教科教育法に関する科目の開設単位数が決定していない場合は、単位数は記載しなくてよい。この場合は、開設単位数が決定した後すみやかに文部大臣に報告するものとする。その手続きについては別途関係大学に通知する予定である。

(９)　⑤学部・学科等別教員組織表(様式第５号)については、「地理歴史」又は「公民」の教科に関する専門教育科目及び教職に関する専門教育科目の担当教員(専任、兼担、兼任のすべての担当教員)について記載する。ただし、申請書提出の時点で「地理歴史」又は「公民」の教科教育法に関する科目の担当教員が決定していない場合は記載しなくてよい。この場合は、担当教員が決定した後すみやかに文部大臣に報告するものとする。その手続きについては別途関係大学に通知する予定である。

(１０)　申請要領の四(１)の書類については、３部提出するものとする。

(１１)　なお、平成元年度に「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の再課程認定申請又は新規課程認定申請を行った大学が、平成２年９月３０日までに申請を行わず、平成３年度に「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定の申請を行う場合には、新たな課程認定申請の取り扱いとなり、次の２の留意事項により申請を行うこととなる。

２　１に該当する大学以外の大学が申請を行う場合の留意事項

(１)　教育課程、教員組織等が充実している場合、いわゆる１学科１免許の原則にかかわらず、「社会」の教科についての中学校教諭一種免許状、「地理歴史」の教科についての高等学校教諭一種免許状及び「公民」の教科についての高等学校教諭一種免許状の３種類の免許状の認定を受けることが可能である。(確認事項３(３)④)

(２)　「社会」の教科についての中学校教諭の一種免許状に係る専任教員を「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る専任教員として計算することが可能である。(確認事項１(６))

(３)　「地理歴史」又は「公民」の教科についての専門教育科目の一部(「地理歴史」の場合は４分野のうちの２分野、「公民」の場合は３分野のうちの１分野)について自学科で開設せず、自学部の他学科又は他学部の学科で開設する科目を学生に履修させることが可能である。(審査内規A３(２)①アc)

この場合、専任教員の計算にあたっては、専任教員の一部(「地理歴史」及び「公民」ともそれぞれ１人)について当該他学科の専任教員を自学科の専任教員として計算することが可能である。(審査内規A３(２)①アc)

(４)　「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定の申請期日は公立大学及び私立大学は平成２年９月３０日であり、国立大学は平成２年１１月３０日である。

(５)　提出すべき書類は、申請要領の二(１)に記載する全ての書類、すなわち、①課程認定の申請書(様式第１号)から⑨学則の改正案全文及び改正部分の新旧対照表までである。

文教教第６４号

平成２年３月２２日

各都道府県・指定都市教育委員会

各都道府県知事　　　　　　　　　　　殿

各国公私立大学（短期大学を除く）長

文部省教育助成局長

倉　地　克　次

教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令の公布について（通達）

　このたび、別添の通り、「教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令」（以下「改正規則」という。）が、平成２年３月１３日文部省令第２号をもって公布され、平成２年４月１日から施行されることとなりました。

　今回の改正の趣旨、改正の要点及び留意事項は、下記の通りですので、各位におかれては、事務処理上遺漏のないように願います。

　なお、貴管下の関係者に対して、今回の改正の趣旨を徹底されるように願います。

記

１　改正の趣旨

　今回の改正の趣旨は、教育職員免許法の一部を改正する法律（平成元年法律第８９号）の施行に伴い、高等学校の免許教科「社会」が「地理歴史」及び「公民」に改められることを受けて、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法等を定めるものであること。

２　改正の要点

（１）「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合に大学において修得することを要する教科に関する専門教育科目の単位の修得方法を定めること。（改正規則による改正後の教育職員免許法施行規則（昭和２９年文部省令第２６号）第４条第１項の表関係）

（２）改正規則は平成２年４月１日から施行すること。（改正規則附則第１項関係）

（３）教育職員免許法施行規則（以下「施行規則」という。）第２１条の規定により「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定を受けようとする大学の設置者は、当該認定を受けようとする課程が「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定の申請を平成元年１０月３１日までに行った課程である場合には、平成２年９月３０日までは、同条の申請書に同条第７号の事項を記載することを要しないこと（改正規則附則第２項関係）

（４）改正規則附則第２項の規定により大学の設置者が施行規則第２１条の申請書に同条第７号の事項を記載することを要しないとされる課程であって、施行規則第２０条の規定により平成３年３月３１日までに「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程は、平成２年４月１日において、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る文部大臣の認定を受けた課程とみなすこと。（改正規則附則第３項関係）

３　留意事項

（１）平成２年度に「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定を受けようとする課程については、その課程が「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定の申請を平成元年１０月３１日までに行った課程である場合には、その課程認定の申請期日は、平成２年９月３０日とする。

　この場合、大学の設置者は、施行規則第２１条の申請書に同条第７号の事項を記載することを要しない。

（２）（１）に該当する課程であって、平成２年度中に認定を受けた課程については、平成２年４月１日に遡って、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る認定を受けた課程とみなすものとする。したがって、平成２年度に当該課程に入学した学生に対しては、この点を踏まえて履修指導をするように配慮すること。

（３）「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の授与を受けるために修得することを要する教科教育法に関する科目の単位の修得方法については、「地理歴史」の教科教育法に関する科目又は「公民」の教科教育法に関する科目についてそれぞれ所要の単位を修得する必要がある。したがって、たとえば、「社会」の教科についての中学校教諭の一種免許状、「地理歴史」の教科についての高等学校教諭の一種免許状及び「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の３種類の免許状の授与を受ける場合には、「社会」、「地理歴史」及び「公民」の教科教育法に関する科目の単位をそれぞれ修得する必要がある。

（４）平成元年度に「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の再課程認定申請又は新規課程認定申請を行った課程に関し、「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定申請を平成２年９月３０日までに行う場合には、大学の設置者は施行規則第２１条第６号の教員の氏名等に関する書類のうち「地理歴史」又は「公民」の教科教育法に関する科目に係る事項については記載することを要しない。

　なお、この場合は大学の設置者は教科教育法に関する科目に係る事項を平成５年度までに文部大臣に報告しなければならない。その手続きについては別途関係大学に通知する予定である。

（５）聴講生の課程における地理歴史科担当教員又は公民科担当教員の養成教育は、平成６年度から実施される。したがって、平成６年度からは聴講生の課程で「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状を取得することはできなくなるため、この点を踏まえて、聴講生に対する履修指導をするように配慮すること。

　また、平成５年度までに「社会」の教科についての高等学校教諭の一種免許状に係る課程の認定を受けた聴講生の課程については、平成５年９月３０日までに新たに「地理歴史」又は「公民」の教科についての高等学校教諭の一種免許状の課程認定申請を行う必要がある。この場合の手続きについては別途各大学に通知する予定である。

☆ハンドブック解釈事例（270頁）

◎高一種免（地理歴史）及び高一種免（公民）取得の場合の既修得単位の取扱い

|  |
| --- |
| Q　平成6年3月31日までに高一種免（社会）に係る科目の単位の一部を未修得の者が、平成6年4月1日以降に残余の科目の単位を修得して、別表第1により高一種免（地理歴史）及び高一種免（公民）を取得しようとする場合、既に修得した科目の単位をどのように取り扱うべきか。A　教科に関する科目については、既に修得した科目を地理歴史又は公民に分類の上、残余の科目の単位を修得し、教職に関する科目については、平成元年5月22日付け元教教第14号通知の「3．平成2年4月1日前に大学に在学した者に係る教育課程等について」を踏まえ、既に修得した科目の単位を読み替えた上で、地理歴史の各教科の指導法及び公民の各教科の指導法を含む残余の科目の単位を修得するものとする。 |

２教教第３０号

平成２年７月２０日

各都道府県教育委員会教育長

各国公私立大学長　　　　　　殿

文部省教育助成局教職員課長

遠　藤　　昭　雄

新免許基準による教員免許状の授与の手続き等について（通知）

教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和６３年法律第１０６号)及び教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令(平成元年文部省令第３号)がそれぞれ平成元年４月１日から施行され、教員免許状の授与を受けようとする場合に大学において修得することを必要とする専門教育科目の単位数及び単位の修得方法(以下「免許基準」という。)が改められたことについては、「教育職員免許法等の一部を改正する法律の公布について(文教教第４６号平成元年１月１３日付文部事務次官通達)」等によりお知らせしたところです。

新免許基準に基づく教員免許状の授与については、平成２年度大学入学者から適用されることとなりますが、この場合の取り扱い等にあたっては下記の点にご留意願います。

記

１　大学院(大学の専攻科を含む。以下同じ。)在学者の取り扱いについて

平成２年４月１日前に大学に在学した者で同日前に大学院に入学した者が、大学在学時には旧一級普通免許状(高等学校教諭の免許状については旧二級普通免許状。以下同じ。)授与の所要資格を取得していない場合については、当該大学院を修了するまでに大学において開設されている専門教育科目の単位を修得し、旧一級普通免許状授与の所要資格を得た場合には、それぞれの免許状に対応する一種免許状を取得することができること。

なお、平成２年４月１日以後に大学院に入学した者が同日前の大学在学時に旧一級普通免許状授与の所要資格を取得していない場合には、平成２年４月１日前の大学院入学者の場合とは異なり、旧一級普通免許状の所要資格を得て一種免許状を取得することはできず、一種免許状を取得するためには新免許基準による一種免許状の所要資格を得る必要があること。

２　専門教育科目の単位の証明手続きについて

旧免許基準により修得した専門教育科目の単位数を、新免許基準により修得した専門教育科目の単位数とみなす取り扱いとなっていることについては、「平成元年度以降における免許状授与の所要資格を得させるための課程の認定について(元教教第１４号平成元年５月２２日付教職員課長通知)」３．(５)のとおりであるが、この場合、旧免許基準の単位を新免許基準の単位として証明するのは、当該者が在学し旧免許基準による単位を修得した大学(ただし、新免許基準による課程認定を受けている場合に限る。)又は当該者が在学している新免許基準による単位を修得した大学のいずれの大学でも可能であること。

３　いわゆる他学科聴講の取り扱いについて

大学に在学中の者が、いわゆる他学科聴講により、当該者の所属する学科が認定を受けている免許状以外の免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合(例えば、英語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている英文学科所属の学生が、国語についての中学校教諭一種免許状の課程認定を受けている国文学科において、国語についての免許状の授与を受けるために必要な専門教育科目の単位を修得した場合。)は、従来から、単位修得を行った当該他学科が認定を受けている免許状についても取得できる取り扱いとなっているが、今後とも同様の取り扱いとすること。